令和4年

第1回市議会定例会 議案第35号

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども

医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成 条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども 医療費助成条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「一部負担金として規則で定める額,」を削る。

- (1) 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年函館市条例第 13号)第6条
- (2) 函館市子ども医療費助成条例(昭和48年函館市条例第44号) 第5条

附則

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(提案理由)

ひとり親家庭等の児童および子どもに対する医療費の助成制度の見直 しに伴い、市町村民税を課されている世帯における3歳以上の児童およ び子どもの医療費について、通院に係る一部負担金の全額を助成するこ ととするため